

# 入間市こども計画策定に係る調査業務委託仕様書

## 1 件名 入間市こども計画策定に係る調査業務

## 2 目的

こども基本法第10条に規定されている市町村こども計画の策定に向けて、こどもの貧困に関する実態や放課後の過ごし方の現状、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業におけるニーズ等を把握し、分析するために、本調査を実施する。

## 3 業務期間 契約の日から令和6年3月25日（月）まで

## 4 入間市こども計画の位置付け

入間市こども計画は、入間市子ども・若者未来応援プランと同様に下記の①～⑦の計画を包含し、入間市のこどもに関する計画を一体的に策定するものとする。

また、こども大綱や埼玉県こども計画を勘案するとともに、入間市総合計画や入間市地域福祉計画等と整合を図り、調和を保った計画とする。

- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」
- ③子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ④次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ⑤文部科学省・厚生労働省通知による「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」
- ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- ⑦厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」

## 5 業務内容

### (1) 調査業務

こども大綱や埼玉県こども計画を勘案した内容の入間市こども計画を策定するために必要な調査を行うものであり、次の2つの調査を軸として調査を実施する。

- ①子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画等を策定するためのニーズ調査（以下、「調査①」という。）
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村行動計画等を策定するための調査を行う。（以下、「調査②」という。）

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）や「新子育て安心プラン」を踏まえて実施する。

原則、下記の内容で調査を行うが、発注者と受託者で協議の上、変更することも可能とする。

#### ア 対象者及び想定人数

- (ア) 就学前児童（0歳から5歳）の保護者2,000人（調査①関係）
- (イ) 小学児童の保護者1,000人（調査①関係）

(ウ) 妊婦100人(集計・分析のみ。調査票作成、印刷、郵送は不要)(調査①関係)

(エ) 小学5年生、中学2年生の児童・生徒2,400人程度(調査②関係)

(オ) 小学5年生、中学2年生の児童・生徒の保護者2,400人程度(調査②関係)

#### イ 調査方法

(ア) 就学前児童及び小学児童の保護者に対しては、調査票を郵送により配布し、回収する。(調査①関係)

(イ) 妊婦に対しては、妊娠届提出時にアンケートを行う。(調査①関係)

(ウ) 小学5年生、中学2年生に対しては学校から本調査に関する紙媒体の案内を配付し、QRコードからインターネット調査を行う。対象児童・生徒の保護者に対しては学校から本調査に関する案内のデータ(PDF)を配信し、URL等からインターネット調査を行う。(調査②関係)

#### ウ 調査項目の設計及び調査票案の作成

(ア) 調査項目は、基本指針や「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)」を踏まえ、前回調査の内容や本市のこども施策における現状や課題を基に、必要に応じて、市独自の設問やこども計画策定に向けて必要となる設問を加え設計する。また、国や県の同様の調査と比較することが有効な場合には、同様の設問を設ける等、考慮すること。

(イ) 受託者は、設問設計にあたっての助言、情報提供、調査票案の作成を行う。

(ウ) 受託者は、インターネット調査の回答フォームの作成を行う。

なお、同一の調査対象者による重複回答を避けるための対策を講じること。

#### エ 調査票及び封筒の印刷

(ア) 調査票、案内、発送封筒、返信封筒の印刷

|                | 区分                   | 部数       | 仕様             |
|----------------|----------------------|----------|----------------|
| 調査票<br>(調査①関係) | 就学前児童の保護者用           | 2,000部程度 | A4版、1色刷り、中綴じ製本 |
|                | 小学生児童の保護者用           | 1,000部程度 |                |
| 案内<br>(調査②関係)  | 小学5年生児童用             | 1,200部程度 | A4版、1色刷り       |
|                | 中学2年生生徒用             | 1,200部程度 |                |
| 封筒<br>(調査①関係)  | 発送封筒(就学前・小学生児童の保護者用) | 3,000部程度 | 角2封筒           |
|                | 返信封筒(就学前・小学生児童の保護者用) | 3,000部程度 | 長3封筒           |

#### オ 調査票の発送・回収

(ア) 調査票、封筒(調査①関係)について

- a 発送封筒に、調査票と返信封筒を封入し、宛名ラベルを貼付し郵送する。
- b 郵送費はすべて市が負担する。
- c 発注者は、調査対象者を住民基本台帳から無作為抽出し、宛名ラベルを作成し受託者へ提供する。
- d 調査票の回収先は、こども支援課子育て支援・政策担当とする。受注者は、

適宜、調査票を回収に来る。

(2) 集計・分析業務

調査結果の集計（単純集計、クロス集計）及び自由意見の取りまとめを行い、基本指針等に基づき、こどもの貧困に関する実態や放課後の過ごし方の現状等の分析、教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みの算出を行う。また、本市の現状や課題を整理し、調査実施時に立てた仮説を検証する。

(3) 調査結果の報告

- (ア) 令和6年2月までに進捗状況の中間報告を行う。
- (イ) 令和6年3月までに調査報告書等の成果品を作成し、納品する。
- (ウ) 成果品はA4版の報告書のデータを想定しているが、具体的な内容は発注者と受託者が別途協議する。

6 その他

- (1) 本仕様書に記載されている法令等が改定もしくは延長された場合は読み替えるものとする。
- (2) 業務遂行にあたっては、入間市個人情報保護条例に基づき、適正に個人情報を取り扱うこと。
- (3) 制作物にかかる所有権、著作権は入間市に帰属する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者が協議の上、これを決定する。

7 発注者及び受注者の担当業務の内訳

| 業務内容                               | 発注者 | 受注者 |
|------------------------------------|-----|-----|
| 設問                                 | ○   | ○   |
| 調査票案作成・印刷                          |     | ○   |
| 調査対象者の抽出                           | ○   |     |
| 発送封筒、返信封筒の購入                       |     | ○   |
| 発送封筒、返信封筒の印刷                       |     | ○   |
| 宛名ラベルの購入、作成                        | ○   |     |
| 発送封筒への調査票及び返信封筒の封入                 |     | ○   |
| 発送封筒への宛名ラベルの貼付                     |     | ○   |
| 発送封筒の郵便局への搬入（郵送費は発注者負担）            |     | ○   |
| リマインドハガキの購入、印刷、送付                  | ○   |     |
| 集計（調査票の点検・入力・単純集計・クロス集計・自由意見取りまとめ） |     | ○   |
| 分析                                 |     | ○   |
| 報告書の作成                             |     | ○   |
| 成果品の納品                             |     | ○   |